

下水道使用料が変わります【11月使用分から】

下水道事業の経営基盤の強化と公費負担の適正化を図るため、6年ぶりに下水道使用料、集落排水施設使用料、浄化槽使用料を改定させていただきます。新使用料は11月使用分（1月検針分）から適用されます。

これからも、下水道事業の合理化、下水道財政の健全化に努めていきますので、ご理解をお願いします。

一般的な使用水量（1ヶ月20m³）のご家庭では、1ヶ月あたり302円の値上げとなります。
下水道使用料は水道料金とともに2ヶ月ごとに請求させていただきます。今回の見直しで水道料金には変更ありません。

使用料改定の概要

負担公平の原則、適正な経費負担の原則の観点から、一般会計繰入金に依存する状況を少しでも改善できるよう、効果額約45百万円、平均改定率8.3%の改定を行うことにしました。見直しにあたっては、使用者の皆さんに均一に負担していただく料金設定とし、できる限り急激な負担の増加にならないような改定率としました。

●下水道等使用料（1ヶ月あたり・消費税別）

	基本料金	超過料金（1m ³ につき）				
	8m ³ まで	9～30m ³	31～50m ³	51～100m ³	101～500m ³	501m ³ ～
改定後	1,300円	185円	210円	230円	260円	280円
現行	1,200円	170円	195円	210円	240円	260円

●使用料比較表（1ヶ月あたり・消費税別）

水量(m ³)	新使用料	現行使用料	増減額	増減率
8m ³	1,300円	1,200円	100円	+8.3%
10m ³	1,670円	1,540円	130円	+8.4%
20m ³	3,520円	3,240円	280円	+8.6%
30m ³	5,370円	4,940円	430円	+8.7%
40m ³	7,470円	6,890円	580円	+8.4%
50m ³	9,570円	8,840円	730円	+8.3%
60m ³	11,870円	10,940円	930円	+8.5%
70m ³	14,170円	13,040円	1,130円	+8.7%
80m ³	16,470円	15,140円	1,330円	+8.8%
90m ³	18,770円	17,240円	1,530円	+8.9%
100m ³	21,070円	19,340円	1,730円	+8.9%
500m ³	125,070円	115,340円	9,730円	+8.4%
1,000m ³	265,070円	245,340円	19,730円	+8.0%

改定までの流れ

H24年11月、市長から「下水道使用料について」の諮問を受けた上下水道審議会で、経営状況や料金体系を審議し、答申されました。

- H24. 11. 9 第1回上下水道審議会
- H25. 3. 25 第2回 "
- H25. 5. 24 第3回 "
- H25. 7. 18 第4回 "
- H25. 9. 20 第5回 "
- H25. 11. 12 市長へ答申

審議会の答申を基に市議会第3回定例会に「下水道条例等の一部を改正する条例」を提出し、可決されました。

- H26. 6. 2 条例改正案を提出
- H26. 6. 16 産業委員会
- H26. 6. 23 条例改正案が可決

下水道使用料Q & A

Q. 下水道使用料はなぜ必要？

A. 汚水処理経費は、使用者が下水道整備により生活環境の改善などの利益を受けること、水質汚濁の原因者であることから、使用者がその受益に応じて適正な費用負担をすべきとされています。

Q. 下水道使用料は何に使われるの？

A. 下水道使用料は汚水の処理費用や下水道施設の維持管理費（電気代、薬品費、修繕費、委託料など）と施設の建設する際に借りた借入金の返済（資本費）に使われます。H23年度決算は下表のとおりで、現在の使用料収入では維持管理費が賄える程度で、不足分は一般会計から補填されています。

◆使用料対象経費 1,020,532千円 ※雨水処理経費及び基準内繰入金を控除した額

＜歳入＞	使用料 560,290千円 (54.9%)	一般会計繰入金 460,242千円 (45.1%)
＜歳出＞	維持管理費 509,346千円 (49.9%)	資本費 511,186千円 (50.1%)

Q. 使用料の改正は必要？

A. ○市の大きな財源である地方交付税は、市町村合併から10年を経過したことから合併特例措置の終了により段階的に縮小し、約1億円程度の減額となる見込みで、市の財政は非常に厳しい状況になります。
○使用料収入は、人口の減少や節水型設備の普及、使用者の節水意識の向上などが原因で使用水量が減少しており、増加は見込めません。
○供用開始後30年を経過しようとしており、処理場、管路施設とも消耗が激しく、今後、施設の改築更新は必須となり、維持管理費用の増加を見込む必要があります。
以上のことから、上下水道審議会が、使用者の適正な経費負担をお願いすることを前提に料金改定を行い、安定財源の確保に努めるように答申されました。

Q. 経営努力は？

A. ○人件費の削減のため、職員数を合併後の17人から12人へと大幅に人員を削減しました。
○合理的な事業が実施できるよう整備計画を見直し、計画区域を縮小しました。
○使用料収入向上のため、年間100件の戸別訪問を実施し、水洗化のお願いと無届接続の調査を行っています。
○事業運営をより明確にするため、平成26年4月に従来の官公庁会計から、公営企業会計へ移行しました。

下水道は正しく使いましょう！

下水道を正しく使わなければ、故障による修繕が必要となったり、不要な汚水の処理費用が必要となり、その費用はみなさんの使用料で賄うことになります。正しく使って、施設を長く使えるようにご協力をお願いします。



水に溶けない紙や紙おむつは詰りの原因となりますので、絶対に流さないでください



油は下水道の大敵です。徐々に下水道管に付着して固まってしまうので、紙でふき取ったり、市販の凝固剤で固めて燃えるごみで処理してください



危険物は火災の原因に、薬品は下水道管の変形させたり、施設を壊したりします



雨樋、屋外の足洗い場などを誤って接続した場合には、雨水等が流入して下水量が増え、処理費用の増大とともに処理施設にも負担がかかります



【問い合わせ先】 下水道課業務係 ☎66-9701・FAX66-9534

〒705-0016 坂根 331-1 E-mail: bzgsuido@city.bizen.lg.jp